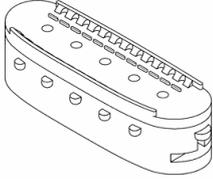


## ●新生甘酒事件

知財高裁 令和 6 年 12 月 19 日		
令和 6(行ケ)10038 審決取消請求事件		
当事者	原告:旭酒造㈱ 被告:特許庁長官	<p>判決要旨:</p> <p>まず、本願商標は「新生」の文字と「甘酒」の文字の組合せと解した場合と、「新」の文字と「生甘酒」の文字の組み合わせと解した場合の両方につき検討すべきとされた。</p> <p>その上で、それぞれが指定商品について使用されたとき、前者(「新生」+「甘酒」)の場合、需要者等はこれを原材料、製法等を従前と変えて内容を新しくした甘酒を一般的に指す名称であると認識し、後者(「新」+「生甘酒」)の場合、需要者等はこれをその年に製造された生甘酒又は製造方法や特徴が従前のものと異なる新しい甘酒を一般的に指す名称であると認識するため、いずれについても商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標と判断された。</p> <p>コメント: 上の判断にあたり、取引の実情に係る証拠が数多く検討されている。</p>
対象商標	本願商標 「新生甘酒」(標準文字)  第 30 類「甘酒、甘酒のもと、甘酒を使用した菓子及びパン」ほか	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

## ●歯科模型用支持台立体商標事件

知財高裁 令和 6 年 12 月 25 日		
令和 6(行ケ)10058 審決取消請求事件		
当事者	原告:(有)齋藤齒研工業所 被告:特許庁長官	<p>判決要旨:</p> <p>本願商標の各特徴的形状を含む形状は客観的にみて、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、同種の商品等について、機能又は美観に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものとして認められるのが相当であるなどとして、本願商標は指定商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標として自他商品識別力を有しないと判断された。</p> <p>また、一定の販売実績は認められたものの、市場シェアが大きいとはいえないことなどを理由に、使用による識別力の獲得(3 条 2 項)も認められなかった。</p> <p>コメント: 「普通に用いられる方法で表示」(3 条 1 項 3 号)したもののかについては、上のように述べられており、商品自体の立体的形状はこれに該当しやすい。</p>
対象商標	本願商標(立体商標)   第 9 類「歯科用歯形模型用支持台」	
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 3 号)	

●le marché orné 事件

知財高裁 令和 6 年 12 月 19 日		
令和 6(行ケ)10054 審決取消請求事件		
当事者	原告：(有)オルネ・フアイユ 被告：四国旅客鉄道(株)	<p>判決要旨：</p> <p>本件商標と使用商標は社会通念上同一とされたが、原告店舗はパリの日用品店をアレンジしたライフスタイルショップであり、ファッション、ファッション小物、キッチン用品など、衣料品や生活用品を中心とした商品を取り扱っており、これらの商品が店舗の売上げに占める割合が相当程度多いものと認められるのに対し、飲食料品の販売数や売上金額は衣料品や生活用品に比して小規模であるなどとして、原告店舗においては、衣料品、飲食料品及び生活用品の各商品を「一括して取り扱っている」と評価することはできず、原告店舗は「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(いわゆる総合小売)を行っていたものとはいえないと判断された。</p> <p>コメント：</p> <p>総合小売の役務を対象に不使用取消審判が請求されたケースである。</p>
対象商標	<p>本件商標</p>  <p>(第 35 類 総合小売ほか)</p> <p>使用商標</p> 	
結論	不使用(商標法 50 条 1 項)	

●LegalForce 事件

東京地裁 令和 7 年 1 月 14 日		
令和 5(ワ)70022 商標権侵害行為等差止請求事件		
当事者	原告：(株)LegalOn Technologies 被告：リーガルフォース アールイーピーシー ワールドワイド, プロフェッショナル コーポレーション	<p>判決要旨：</p> <p>被告は、原告が「LegalForce」との商号や原告各商標の使用を開始する前から本件ドメインを使用する権利を保有するとともに、米国において「LegalForce」との名称を用いて法律業務を行っていたものといえ、被告が本件ドメインが入力された場合に被告の legalforcelaw ウェブサイトに自動的に接続するよう設定することは、業務を行うための正当な目的といえることができるなどとして、被告が不正な利益を得る目的又は他人に損害を加える目的を有すると認めることはできないと判断された。</p> <p>コメント：</p> <p>被告ウェブサイトは日本からも閲覧できるものであったが、日本の需要者を対象としたものとはいえず、原告の権利利益が日本国内で侵害されたとはいえないことなどが理由となり、上のほかの複数の請求につき、日本の裁判所の管轄権は認められないと判断された(訴え却下)。</p>
対象商標等	本件ドメイン 「 <b>legalfoece.jp</b> 」	
結論	不正目的なし(不競法 2 条 1 項 19 号)	

●千鳥屋事件

大阪高裁 令和 6 年 12 月 20 日		
令和 5(ネ)2014 商標移転登録抹消登録等請求控訴事件		
当事者	控訴人(一審原告):千鳥屋総本家(株) 被控訴人(一審被告):P1, P2, (株)千鳥屋 饅頭総本舗	<p>判決要旨:</p> <p>一審原告は、一審被告 P1 との間で、本件商標権を含む 5 件の商標権譲渡に係る契約を取り交わすとともに、これらを含む合計 11 件の商標権について一審原告に専用使用権を設定する旨の契約書を取り交わしたが、P1 は P2 らへ本件商標権の一部譲渡(商標権共有)をおこない、結果として前記専用使用権の設定登録手続債務は社会通念上履行不能になったとして、諸事情等を総合考慮の上、損害賠償請求が一部認められた(100 万円及び遅延損害金)。</p> <p>コメント:</p> <p>上のほかにも各種請求がなされ、関係者も複数登場し、事案は複雑である。</p>
対象商標	本件商標権 	
結論	債務不履行・一部認容(民法 248 条ほか)	

●カテーテル用コネクタ形態事件

東京地裁 令和 6 年 11 月 22 日		
令和 5(ワ)70036 不正競争行為差止請求事件		
当事者	原告:(株)グッドマン 被告:(株)東海メディカルフロンタック	<p>判決要旨:</p> <p>原告 Y コネクタは、その形態的特徴のうち、着色に係る特徴や全長と各部の長さの比率に係る特徴に照らし、全体的観察においても客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴(特別顕著性)を有するとして、「商品等表示」(不競法 2 条 1 項 1 号)に該当するものと認められた。</p> <p>また、長期間の独占的使用により周知性を獲得し、被告 Y コネクタとも類似するとして、必要の範囲で差止請求が認められた。</p> <p>コメント:</p> <p>商品は、血管造影や血管内手術を行う際に用いられる管理医療機器(バルーン拡張式血管形成術向けカテーテル用コネクタ)とのことである。</p>
対象商標等	原告 Y コネクタ   被告 Y コネクタ 	
結論	侵害・一部認容 (不競法 2 条 1 項 1 号)	